

大乘佛教の教團

諸 戸 素 純

佛教の中に教團という概念を求めらば、僧伽がこれに當るといふのはかたはな。ところが、この僧伽とは、出家の比丘（及び比丘尼）の構成する集團であるから、在家の信者は、當然その埒外におかれねばならない。在家の信者は比丘に依存していても、僧伽に加わる資格は與えられてはいない。同じく佛陀の教法を信じ、佛教の理想に到達できるものと認められた居士を、その外におかねばならぬとする教團の理念には、大きな難點があるものとせねばならない。では、比丘と俱に居士をも含めて、すべての信者を包括した、一つの總體としての教團の理念が、佛教の中に求められるか。この點の吟味は、佛教教團論としては、重要な課題をなすであろう。今在家佛教の意義を強調して、出家と在家との別を、小乗ほどに決定的なものとしなない大乘佛教の中に、このような總括的な教團が組織せられていたかを、初期の大乘戒を中心に、検討してみたい。

まず初に、大乘佛教は、出家の集團としての僧伽を尊重して、決してこれを否定していないという事實を指摘せねばならない。大乘經典では、いたるところに、出家を尊ぶべきことを説くが、殊に、優婆塞戒經においては、その全二十八品にわたつて、各品の末尾に繰返して、出家の菩薩をもつて、在家の菩薩よりも勝れたものと主張している。出家のあるところには、必ず僧伽が存すべきであるか

ら、大乘においても、僧伽の制度をそのまま承認して、これを繼承していたことを知るのである。

ただこの時、出家と在家に優劣の差を認めても、大乘佛教の立場として、その間に決定的な差別を設けなかつたものとせねばならない。では、大乘には、出家と在家とを併せ含んだ、獨自の形態を持つ教團を別に組織していたかというに、そのような大乘獨自の教團の存在を證明するに足る證據が認められないのである。即ち、

(一) 大乘には獨自の律藏を缺いている點がまず指摘せられる。律即ちビナヤとは、僧伽を組織、統制するための法規と認むべきものであつて、これに反するものには、僧伽の意志としての罰が加えられる。この點、戒が道德的、宗教的徳目として、個人内心の問題であるところと、その意義が全く違ふものとせねばならない。律はその背後に僧伽の存在を前提しなければならぬが、このような意味における律を、大乘佛教は、本来、持つていなかつたのである。大乘戒と呼ばれるものはあつても、小乗律に對比さるべき大乘律は、本来、存在しなかつたのである。

(二) ただ、大乘戒の中には、小乗律の重要な規定をそのままに踏襲しているところが少くない。従つて、この種の規定を必要とするような教團が、大乘の側にも存在したかを疑わしめるものがある。

る。例えば、小乗律で規定している受戒は、明かに僧伽に入るための作法であるが、この受戒の作法が、大乘戒においても採用せられている。この點、あたかも小乗の僧伽に比較されるべき、大乘教團の存在を想定せしめるものがある。けれども、その大乘戒に説く受戒の作法の一一について検討してみると、その類似はただ表面的、形式的なものにすぎないのであつて、實質的には、二つの間には、大きな差異があり、従つて、大乘戒の背後に、必ずしも教團の存在を想定するを要しないことが明かとなる。

今、瑜伽師地論第四十（従つて菩薩戒羯磨文）に説く受戒の作法について見るに、（イ）戒を授ける戒師は、教團より派遣されたものではなく、又、受戒の完了を證明する證師も、十方現住の佛菩薩とせられていて、現前の教團を背影としたものではない。小乗の受戒における三師七證が僧伽より派遣されているのと、根本的な差違を持つものといわねばならない。（ロ）ことに、大乘戒では自誓受戒が許されている點、右と關連して決定的である。戒を授ける師を得ることができない場合には、佛像に對して、ただ一人で、戒に規定する生活法をまもると誓うだけで、受戒が正式に成立するという自誓受戒は、小乗律の到底認めることのできぬ點である。小乗の受戒が僧伽への入團の際の誓約、決意であるに對して、大乘戒においては、ただ道徳的徳目の實踐を誓うにとどまり、教團に入るといふ意味が全くないために、自誓受戒が可能となるものとせねばならない。（ハ）次に、戒を受ける側の態度について見ても、僧伽の一員として受入れられる時の誓約、決意として受戒する比丘の態度とは違つて、大乘戒においては、個人的な徳目の問題として受戒が行われる。即ち、十方の一切の菩薩がまもるところであるが故に、即ち

菩薩としての資格、素質をそなえんとして、戒を受けんと願うのである。この菩薩とは、後に觸れるように、本來、教團に入ること必ずしも必須の條件とするものではなく、個人個人の發菩提心に主眼點が存する。（ニ）また、小乗においては、波羅夷罪を犯す時には僧伽より追放し、或は、戒を捨てて僧伽を去ることができるといふように、僧伽よりの脱退を認めているのに對して、大乘戒では、一たび受戒すれば、流轉の各生涯を通じてまで、永遠に受戒の效力を失わないとし、いわゆる一得永不失が主張されている。一得永不失とは、戒體論として重要な題目をなすものであろうが、教團論よりみても、注目すべき主張である。一たび僧伽に入れば、如何なる惡を犯しても、比丘たるの資格を失わぬということは、破僧を極度にきらう小乗律の到底許し得ないところであり、教團論としても、條理に合せぬものといわねばならない。この一得永不失の主張によつてみても、大乘戒は特定の教團を豫想したものとすることはできない。

（三）もし大乘に獨自の教團が組織されていたとすれば、大乘の立場よりみて、それは當然、出家と在家とを俱に含む教團でなければならぬであらう。そしてそこには、そのような集團を表わす特定の名稱がなければならぬであらう。けれども、この種の事實も名稱も、恐らくは存しなかつたであらう。今、強いて求めるならば、七衆、もしくは菩薩という名を指摘すべきであらうか。七衆とは、すでに小乗律にも説くところである（例えば、ビナヤピタカ、大品雨安居健度）。佛教徒の全體を總括して七衆と呼ぶ時には、そこに一つの纏りを意識していることは否定できない。殊に、七衆に共通した作法として、三歸依が科せられている點よりみれば、外道

に對立した意識が佛教徒の集團の間にあつたものとせねばならぬ。けれども、このような佛教徒としての意識以上に、一個の全體としての組織的集團が、事實上構成されてきたことを證明する證據は、七衆についての小乗の律や論には見られない。小乗で七衆が説かれるのも、それらの間の共通點を説こうとするよりは、五八十具というようにむしろ差別の面が強調されているようである。

七衆についての論義は、三聚淨戒にいたつて、新たな意義が加わるものと見るべきであつて、ここでは一應、七衆を一個の全體として取扱うとする意向が認められる。三聚淨戒とは、大乘菩薩一般について妥當する戒法を説こうとするところに主眼がおかれているが、そこでは、明かに出家在家を合せた全體が考慮の對象となつてゐる。従つて、攝善法戒、饒益有情戒に三聚の面目が存するものと考へられる。ただ、大乘においても、出家の意義を高く評價するが爲に、この全體の中にあつて、なお出家在家の別を示すために、律儀戒を説くに過ぎぬのである。けれども、このような全體にも、依然として、統一ある集團としての組織を認めることができない。そこには精精、菩薩行を修する者としての通性が考えられるにすぎず、ただそれだけでは、そこに組織ある集團を讀みとすることはできないであらう。

菩薩とは、菩提を目指す有情として、一個の獨立した人間を指すにすぎないのであつて、決して教團の一員となることを必須の條件とする概念ではない。この點、僧伽の前提がなくては考へることのできない比丘と、根本的に異なるところがある。菩薩において問題となるのは、ただ發菩提心であつて、いわば、個人内心の問題の範圍を出ない。この菩提心が日常生活の上に具體化されることを求め

るとしても、それはあくまでも、個人の問題にすぎないであらう。このようにみる時、大乘佛教とは、本來、教團を主體とする運動ではなく、個人を單位とした宣教運動であり、倫理宗教運動であつたとすべきである。

大乘には、始めは獨自の教團が組織せられなかつた。律儀の一門は聲聞に異らずといわれるのは、この點を告白したものに外ならぬ。もし、大乘においても、比丘僧伽の外に、獨自の教團が組織されていたらば、それは恐らく、後世、比叡山の大乘戒壇の建立によつて示されたように、比丘僧伽に對立し、これを否定しようとするために相違ない。ただ大乘は本來、個人を單位とした運動であつたが爲に、比丘として僧伽に屬しつゝ、個人の生活態度においては大乘的であり得るのであり、従つて、僧伽に對立することなく、又、僧伽を尊重し、その組織を自らの中に繼承することができたものとせねばならない。

菩薩の毘奈耶法（瑜伽師地論第四一）というも、それは小乘律と同じ意味における律とすべきではない。又、摩伽衍僧伽藍（高僧法顯傳、摩訶提國の條）、一向大乘寺（顯戒論、大唐西域記）というのも、要するに、出家の菩薩が住する僧院の意であつて、小乗の僧伽とは別な、大乘獨自の僧伽の存在を意味するものとみるべきではない。

- 1 拙稿「出家の意義」（大阪市大文學會「人文研究」四之五）参照。

- 2 比丘僧伽の組織の問題、従つてまた、統制方法の問題、分派の問題、或は普遍的教團としての性格の問題などは重要な課題をなすから、別論にゆづりたい。